

田村(福) 山のふち確係いとおこなふ。必要な場合には、
 葛城(三) 緑地帯を確保するには、買収しておかなくてはなるまい、大抵は
 一人ご持てる場所なり、急に角大勢の所がある、あつた事、
 ある。緑地あつたの、可成りあるの、いさうした事が、
 上との二つを確保しておくと、思はれが、
 上との二つを確保しておくと、思はれが、

墨海の聲を教あり

所長
條味は
心か
つ
要味
い
一
札
と
ろ
か

田村(補) 必要の場合に返す、五年とか三年とか年限を却ておく
 現在 行つた必要となつた場合のよつと思ふ。

木野山 事業はありあり三百年なりとしこあつたふかあり
高橋曰 外に計画があるは期限をきめこまよいかに計画がなり現をいふ
父要女旺の海流ひまうと回る

我田南
必要者
今としこ
おむ人としこ
事業をわつと
する時
に可い
心算と

なるんから
あへずけと
つふこと
もあま
まいえう
なると
條珠は
形か
れすと
ある

易水子

田村(初) とうとう考へてあらう寧ろ悪趣味い町にはあきらめ又うた
 本人は町の必要の場合には悪趣味い町へ渡すといふことを甲乙に思ふ

西井、島田は湖邊の甲へ通り、新レムをうぬ人から聞へん

町長
公園が重要で、いげとや少年には土場や移転先がなくなると思ふ、

田村(朔)
さうあうなう
廿秋島かう電柱工場まで全部取除かなうかな

分國としての意味が在ると思ふ、現在の問題の場所が分國と
 いふことは老をいふに在るやうであらうから無條件に受け渡すやうだ

田村氏市としこも甚多しと教地地見うけれ
そうこし許すまひ来ん

居るものゝ、その許すを家長が抑へて居ると云ふことは面白くないと
 思ふ。加えて一部若者の世間は政治の地は加えて子供、進心
 場とある居るの世をさういふ事によつて子供の自由を進心物的な
 くなるといふ世を困つた、

井上 諸君に此の如く人は皆の如く欲する者なれば、

石川、三平向の契約と聞いたら、今即返さんの話は一筆一いつふことですか
そうであつたらう 却に返さぬ緑地としての指定をしないから、即ち
一、土地所有者に於いての権利がなくなると思ふ、
浅長、借地はひかゝる条件とあるか
野島、借地はなか／＼むづかしいから要するを希望して、やつて返さ
うと思ふ。

田村、所長と正副議長、又常務議長さんに出して戻せぬと云ふ
と思ふ。

村長、第三者に譲るといふ場合の契約は尊重して貰ふことの条件は
必要か

森田、譲る場合の条件はいらない、不振となつた場合は無条件でかゝす
というより、いふやうなものは必要なし

田村、第三者は議長指令ハ

これに一つは、田長譲ふ、多数

浅長、第三者として正副議長、常務議長、議長、理事、永田譲ふとし
するを希望して、この譲ふによつて条件起草とするをせうか

一、一般 解散、五社

第三、今による起草、

一、歩田、敷地書提出した土地が緑地又は公園の指定のため必要ある場合
は、この土地の使用を町に提供しませう

この場合、この土地が現在のコンクリート事業を営む上必要でない場合は
無条件で提供しませう、

二、この土地の使用権は町の解散なく、地に譲渡しません。

三、水、通用地、北の地には橋梁物を設けませう。

以上の起草を経て、第三、解散した、五社、三分

東京、田村、いふ

二山にふん新長より一〇九品のとうろくひ違ふ土による戸ひあつ
 ち新田七の庄水サ一あるかゝ知れない御若あつた

(仮称)起草委員による契約事項は左記の通り決定した

一、今回歎息書提出した土地が緑地又は公園の指定のため
必要ある場合は、この土地の使用を町に提供します

この場合この土地が現在のコンクリート事業を営む上重要で
ない場合は無条件で提供します

二、この土地の使用権は町の了解なく他に譲渡しません

三、水道用地以北の地には構築物を設けません。

東夷者西多虞種神生則化焉

正副保長

永田
(井物役衆)
地之儀及
(井上、村屋)
長堤
(田林)

福生町議会議員名簿
(昭和26年7月12日定臨、協、会)

市	町	村	区	支	所	部	課	係	員	役	職	官	公	民	他	未	定	計

福生町

昭和廿六年七月九日

福生町長

加藤市



殿

福生町議会議決金関係について
左記によつて協議金を関係しするから中差繰り上げ申上りす

一日時
一場所
一議事

昭和二十六年七月十日午後一時
役場会議室
警察法改正について
その他件。

田村利一
本林昌幸
設楽美知
田村義太郎
森田誠重
高橋三郎
野島
青井和作
村野盛平
船木正平
瀬古清吉
村尾種吉

田村福
田村政
並木竹松
森田誠一
井原太郎
船場美代子
橋本雄一
石川武雄
西村部
村野盛一
中野盛郎
村野盛一
高橋彦市

校合	
係員	
係員	
左繰り中	

記

一日時
一場所
一議事

昭和二十六年七月十日午後一時
福生町役場会議室
警察法改正について
その他件。

昭和 26 年 7 月 9 日 日決裁 昭和 年 月 日発行 淨 寫 校 合

町長 助役 課長 課長 課 起案者 實井 係主任 係主任 係員 係員

加藤 秋山 大野 熊 今計 係主任 係主任 係員 係員

福生第 3018 号 課長 課長 課 起案者 實井 係主任 係主任 係員 係員

年 日

所長 石

町議会協賛会開催につき

左記によつて協賛会を開催いたし、ますかう市差繰り中号
集りさい。

記

一日時 昭和三十一年七月十二日午後一時

一場所 福生町役場会議室

一議事 警察法改正について
その他、

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and ghosting.)

昭和二十一年 町議会 協賛会 午後一時五分開始

出席議員 二十一名 欠席議員 森田茂一 瀬古清徳 橋本雄一

田村敏郎 西村 節

町長 町政 書記 豊井

一 警察制度の改正について

町長 警察制度の改正については既に市議会で決まっておりますが、先般町警委員の会には町議に伺って、種々この改正についての意向を聞いてまいりましたが、町議はこれについて市協賛会上に三回の結論を出して頂きたい、それによつて来る三十一日の市会後に決まらう、その結果によつては、三日以内に選挙管理委員会に報告する、これになり、選挙管理委員会はそれから五日以内に住民投票をすることになる、先般町議、町議に伺った内容については町警委員長のかうその様子をお話し願いたい、

一 警察委員長の町長より先日の決まりとどうなるか、この問題は、

なかむつりいいうやうです。警察委員会今の意向として、事は地上言入
ないといふことはまだ警察委員会としてこのことはつこの委令や
つてない。又、これは委員令に於て決定づけるといふことのつて
ないの、今からの話し個人の考えに止まるかと思ふが、そのつ
もつて聞へて居る。先日話しを聞いて来た事については、つて早く報告す
べきである。いろいろの用件で遅くして申訳がない。

この改判問題については先日四月十三日あったと思ふが、警察に
於て田中警察総監からの話しがあったが、その時の話しは、地方自治の上
から、警察の民主化といふことで、自治警察が出来る、これは町長指揮下の
自治警察といふことは、町の強みである、これは多少の必要がかゝつて、
もうあるべきであるとの事であった。そんな話しを聞いて、先般七日七
に国警に伺つたが、これによると、三多ノ村は見えて、福生は国警を
存置したいといふやうな意向に固まられた。又、自治警察返上したかうといふ
ことも、この自治警察を使った警察も必要なのは、残すとの事であった。と、
と、

や、退却金等も、迷惑をかけるせないといふことである。
又、平衡交付金についてはあるが、この話しは、国警から聞かれたのは
ないが、自治警察を廃して、平衡交付金は減額されない、又、反面、自治
を増して、交付金は増額されないといふことを聞いて居ります。
更に、是等の話しについては、協議に達して、これから話しを
一町長、只今おき、の通りですが、本日協議がまとまれば、次の委員会
に提案議決して居ると思ふ。

本町の自治警察は、町長が自治警察を辞してやるべきだといふことでもあつた
が、又、反対に考えると、これは、町長に勝手なことをせよといふ、押難い、
くる、捜査については、国警は、全国を動員してもやる、そんな面は、自治
は、あつて、そうは行かない、三多ノ村の例の、町長の負担がかつて、
こまる、といふやうな事となる。町の財政面からいふと、この警察費、
五〇〇万円、町長は、更に追加になると思ふ。平衡交付金は、
平均一人につき、一〇万円、町の補助が、来るが、これは、町長から、

に自給整の療上によつて教つた場合は
補助差引 二〇〇万円
の負担の負担を教つて来ると思ふ。

初は外に國整しの畧を置きたいと云ふやうな紙をしたらう。そうしたい
 といふやうなことで、~~書~~あつたのぢ。それでは四君がおきるといふことで
 こゝから進んでよいかと云つたら、それで差支ないとの事であつた
 季々各位から、この國つゝ来た紙について、~~表~~表裏をいふ

自警にすぎるか、自警かといふことは、
 この町が財政的にめぐ

ちいさな、すてきな、はちが財政的をめぐり、
 税によつて、歩はるゝ。その矢、かう税の軽減といふ、
 こと、かうして、

軌道と下水の整備が最善の急務として自警を痛感して改修
 する或る方面を授けて完備する又三ツには捜査能力を計る上から
 北国警がよつて思ふ又ニルらの内務について研討して見ると

(1) 整・撃・牙・久一人につつの紳即金は一云々の日
あるか 坂井渡為初

予集云、口口口田 更に本年は一口口田追加、追加、予集が祖述すること
、口口口田 烟も分煙を禁で三三人とし、一人^年三、四位となる

手衡交付金を差引、ソレ一人五万五千圓位の費用は程の勤うニルに
公平委員金を保せると約三〇〇万圓が浮かぶこと、なる。

(2) 西郷三郎 唯一の知己あり又々星亨中としてのこの初見の予算は
あまりにも貧弱 過す。特に産業は道路の開闢にあるこれには必ず
度は少なくとも三〇万圓位の予算は抵当費に計上したい。そうしたら
他はさして見よ。好くなること、思ふ。

(3) 警察人事と捜査能力の向上について、自警、国警とを比較して見るに、自警は積極的であり、国警は積極的である。その上緊張度が高い。捜査能力が上がることになる。又警察官自身としても指令と全解にたれしむるを望んで居ること、思ふが自派警は人事の交流が乏しい。昇進の道がせまい。そうした点から見ては、国警を望んで居る者があると思ふ。若し警察官の前途のためにも